

若者交際応援事業助成金の対象経費について

対象経費については、交際で使用したことがわかるものに限ります。

対象経費(例)	対象可否	対象経費に該当することを証明するもの	対象経費を支払ったことを証明するもの	双方が収まっている写真
映画鑑賞券購入費用	○	映画鑑賞券の半券2枚(隣席に限る)		
コンサートやスポーツの試合等のチケット購入費用	○	チケットの半券2枚(隣席に限る) ※チケット代に含まれるドリンクやフード、グッズも対象となります。		
テーマパークや水族館、美術館、漫画喫茶などの施設の入場料・利用料金	○	入場券、利用申込書の画像など ※証明となるものがない場合はレシート、領収書などの記載事項と写真と併せて確認できれば対象となります。		
マラソン大会など、イベントの参加料	○	申し込み画面のスクリーンショットなど ※参加料に含まれるグッズなども対象とします。		
鉄道切符・航空券の購入費用、駐車場使用料、バスやタクシーの利用料、宿泊施設の利用料、旅行パックの購入費用などの旅費	○	・乗車券2枚(入場したことがわかるものに限る)や特急券2枚(入場したことがわかるもの) ※乗車券、特急券は入場した後に、忘れずに写真に納めてください。 ・搭乗証明書(発行方法については航空各社の案内をご確認ください) ・利用人数が記載された予約詳細画面のスクリーンショットなど ※飲食代を含む料金の場合、飲食代も対象経費とします。 ・駐車券やタクシーなど、領収書以外の提出が難しいものは、写真や一連の請求状況などから判断します。まずは領収書をご提出ください。	領収書、レシート、クレジットカード明細など	旅行先や、施設利用中、イベント参加中、宿泊先などでの2人の写真(対象経費を2人で交際で使用していることが確認できるもの。)
アクティビティやワークショップなど、体験商品の購入費用	○	予約画面のスクリーンショットなど。 ※飲食代を含む料金の場合、飲食代も対象経費とします。		
レンタカー賃借費用	△	契約書(貸渡証)の写し ※利用中の写真などで2人で利用していることが確認できれば対象となります。		
高速料金	△	ETC利用照会サービスのスクリーンショット(高速道路各社の案内をご確認ください)やクレジットカードの明細などで利用履歴が確認できれば対象となります。		
ガソリン代	×	交際にのみ使用したことが証明できないため対象外です。		
花、貴金属、グッズ、電化製品など	×	物品購入経費のみの場合は対象外です。		
飲食店、娯楽施設での飲食費用	×	飲食代のみの場合は対象外です。		

※提出書類で総合的に判断し対象経費を算出します。提出書類では対象経費と判断できなければ対象外となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※助成対象経費に該当することを証明するものに2人の名前が記載されていない場合、写真などで2人で利用していることが確認できれば対象となります。

※上記に記載のない経費については、個別にご相談ください。